

○茂木委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 お二人のケースに絞って、私はお話をさせていただきたいと思います。

最初のケースは、大阪原告十六番の方であります。

先ほどの菅議員の質問にも重なりますが、この方は五年前から訴訟を争っておられます。にもかかわらず、国は、そして企業は、ことしの六月の段階でフィブリノゲンを投与していないということをおっしゃったわけですね。

しかし、先ほどの菅議員とのやりとりでもわかりますように、企業が情報を持っているわけですから、もしかしたら厚労省も持っていたかもしれませんが、少なくとも企業は情報を持っていたわけですから、厚労省が、この方はリストに入っていますか、四百十八人に入っていますか、一言聞けば、その人がフィブリノゲンを利用したことがわかったはずじゃないですか。そんなこともしないんですか。

その結果、この方は二十年間、肝炎と認められなくて、ビタミン剤しか飲めなくて、今肝硬変になっているじゃないですか。そして、御本人もおっしゃっていることだから申し上げますが、離婚もされておられます。

そして、最初にこの方の副作用情報が上がってきているのは一九八七年、二十年前ですよ。余りにも厚生労働省のやり方は冷た過ぎるんじゃないですか。一言、調べたらいいわけでしょう。フィブリノゲンで肝炎になって、子育ても十分にできなくて、残念ながら離婚もして、そして裁判に訴えたら、事もあろうに、加害者側である企業や国から、あなたはフィブリノゲンは投与されていない。配付資料で、この中にも書いてありますが、国は、原告十六番はそもそもフィブリノゲンの投与なんか必要ななかった症状だとまで言っているじゃないですか。

舛添大臣、これでこうやって肝硬変にもなってしまわれました。この方に対して、きょうの毎日新聞によると、一転して投与を認めるとなっていますが、投与を認めるでは済まないんじゃないですか。舛添大臣、ぜひこの方にやはり一言謝ってほしいと思うんですが、いかがですか、大臣。

○舛添国務大臣 今、山井委員がおっしゃったように、その当時、きちんと、私に言わせれば、常識を持って対応していればこういうことは起こらなかった。そして、今になって、御承知のような、今一連御発言になったようなことが起こった。

私は、国としてこれは大変申しわけない、不十分でありますから今後徹底してこれは変えていきますけれども、その当時の対応は極めて遺憾である、申しわけないと思います。

○山井委員 私、この方ともお話をしました。こうおっしゃっていました。もっと早くみんなに知らせてくれたら助かった人も多かったのに、私も今肝硬変になってしまっていますと。

きょうお配りしている、この四百十八人のリストですが、その方がおっしゃるには、四百十八人のリストは命のリストでしょう、その命のリストを紙切れのようにしか思っていない、人の命をどう考えているのか。そして、舛添大臣に言いたいのは、謝罪をして、裁判を一日も早く終わらせてほしい、そして医療費助成などの恒久対策をしてほしい、インターフェロン治療を受けたくても受けられない人がいっぱいいる、何とかしてください、よろしく願いますということを実際に、肝硬変ですから今入院しておられるんですよ。少なくとも五年前に連絡が行っていたら、肝硬変までなっていなかった可能性が高いんですよ。

先ほど、一般論として、申しわけないと思っているということですが、具体的に言いたいと思います。舛添大臣、ぜひやはり御本人に一言、私はやはり謝ってほしいと思うんです。いかがですか、大臣。

○舛添国務大臣 今委員が訴訟のこともおっしゃいました。そして支援策についてもおっしゃいました。一日も早くこれを実現するように全力を挙げていきます。

そして、あのときにきちんと国がやっておれば、今の方も含めてですけれども、こういうことにはならなかった。そういうことに対しては、国としてきちんと謝罪すべきであると私は思います。

○山井委員 いや、これは一刻を争う話なんです。一日に百二十人が亡くなっておられるんです。

そして、もう一人のお話をさせていただきたいと思います。

その方は東京原告の方であります。本日、御遺族の方も来ておられます。御遺族の方の御許可も得て、ここにお

写真、残念ながら、この東京原告の方は昨年お亡くなりになってしまいました。肝炎から肝硬変、肝がんになりました。

この方の資料については、この配付資料の中の一番最後に、今週号の週刊女性にこう書いてあります。「私はもっと生きたかった。皆で笑い転げたりしたかった…」「人の命って値段があるのでしょうか。まず、謝罪をしてください。私はもう死にますが、私と同じような人が出ないように、一日も早く救済してください」ということを、遺言でなくして、残してお亡くなりになりました。こういうふうに次から次へとお亡くなりになっているんです。

この方は、どういう状況だったか、おわかりになりますか。三男のお子さんをお産みになって、感染した。インターフェロン治療を一回やった。でも治らなかった。一回四百万かかったそうですよ。本当は二回目をやりたかった。お医者さんからは、二回目をやらないと命が保証できませんよと言われた。

しかし、当時、お子さん方は受験を控えておられた。自分のために、この方、言っておきますが、インターフェロンを使ったというふうに言われていないわけですよ。そして、二回目の治療は、家族に黙って、子供の受験の方にお金がかかるからということで、家族に黙って断った。そして、本人はアルバイトをしようとしたんですよ。自分の病気のことだから、家族に迷惑かけたくないと思って。でも、肝硬変でアルバイトができるはずないでしょう。そして、治療できないままお亡くなりになっているわけですよ、裁判の結果も出る前に。

大臣、やはりこういう方に対しても私は謝罪をしていただきたいと思います。

そこで、この四百十八人の、お手元にお配りした資料を見てください。実は、この方がこのリストの三十九Bなのではないかということが今議論になっているんです。二ページ目です、舩添大臣。一九八四年七月に投与、そして症状発現日、一九八四年の八月八日というのは一カ月目健診です。

それで、御遺族の方が、これは私の姉ではないかということで問い合わせている。それに対して、舩添さん、どう言われているか御存じですか。本人じゃないと情報開示はできませんと言われていたんですよ。本人、亡くなっているのに、どうやって本人が開示請求できるんですか、舩添大臣。御遺族が本当のことを知りたいと思うのは当たり前じゃないですか。

舩添大臣、お答えください。この東京原告の方だけじゃなくて、これからこういうケースが出てきます。このリストは、もしかしたら亡くなった自分の肉親ではないか。そのときに、相続人なり御家族なり、そういう方も情報を開示してもらえるようお願いしたいと思います。大臣、いかがですか。

○舩添国務大臣 山井委員がおっしゃることは当然でありまして、その方向できちんと指示を出します。

○山井委員 当然だと思います。

ということは、御遺族から開示請求があったら、その問い合わせに答えてくださるということですね。もう一度お願いします、舩添大臣。

○舩添国務大臣 メーカーに対して、きちんとそれを出せという指示を出します。

○山井委員 舩添大臣、今そういう答弁をされましたが、今までどういう思いをされてきたか、ぜひ御想像いただきたいんです。

何の罪もないのに、人生の大きな喜びである出産の際に打たれた薬によって薬害に感染した。おまけに、政府の答弁書では、打つ必要がなかった症状じゃないかとまで書いてあるじゃないですか。そういう薬を打たれた。そして、感染した。それで、せめて治療費を助成してもらいたいという思いで訴訟をしたら、少し聞けば、調べればわかるはずなのに、国はそのことを調べもせずに、あなたは原告になる権利はないと否定し続けて、裁判でいじめ倒して、おまけに、御遺族が本人じゃないですかと言ったら、本人しか開示ができませんと。余りにも非人間的なんじゃないですか、やっていることが。

そこで、大臣、この七月にも熊本の原告の方が亡くなりました。一日百二十人も亡くなっておられます。一カ月解決がおくれれば、四千人亡くなります。その意味では、一刻も早くこの大阪高裁の和解も全面解決せねばならない。それで、舩添大臣、午前中から、何としても全面解決したいということをおっしゃいました。しかし、大臣もおわかりになっていると思います。何がポイントなのか。実は、ネックは国にあるんですよ。

そこで、お伺いします。

もうこのリスト問題も出てきた。やはり、裁判で争うのではなくて、和解の中で国は責任を認めて謝罪すべきじゃないですか。そして、菅元厚生大臣がやられたように、全面解決をして、一日も早く患者の方々に適切な医療を、国が責任のある場合には無料で受けてもらう。当然それをやるべきだと思うんですが、この国の責任と謝罪ということについて、舛添大臣、いかが思われますか。

○舛添国務大臣 私が政治家になったのは、人の命を救いたい、私もいろいろな経験がある、その思いで、このたび厚生労働大臣になりました。国会議員としても相当いろいろな努力をやってきました。そして、今は厚生労働大臣ですから、私の持てる権限を十分に使って、そして、優先順位からいくと、今委員がおっしゃったように、このC型肝炎の問題については、とにかく一日も早く一人でも多くの人を救う、それをまずやりたい。

それで、先ほど来申していますように、民主党の皆さん方にも、そして与党のPTの皆さん方にも早急この対策を出していただいて、私たちもそれと協議をして、支援策については、もう年内、一月でも前倒ししてやりたい、そういう思いで全力で取り組んでおります。

それから、訴訟につきましても、先ほど来申し上げましたように、今、山井先生がおっしゃったのと私は全く同じ考えでございます。そういう意味で、今精力的に動いておりますし、そのためにも、その前提として、先ほど菅さんがあれだけのファイルを御提示になった、こういうことがあったんだよということを教えていただいた。そういうことも参考にして、私は、先ほど来申し上げたように、現状をまず一月以内にしっかり把握していく、そして、これは、大阪高裁の和解の場につけということで、つかしたわけですから、方向として、この訴訟の問題もできるだけ早く全面的解決をしたいと思っております。

ただ、そのときに、ずっとこれは菅委員も御質問になったように、何年段階でどういう問題があった、どういう問題があった。私はすべてこれを、着任したばかりですから、年金問題もありますし、すべて自分で今把握できているわけではありません。

したがって、これを外部の方も入れた検証のための特別チームで、これも一日も早く、先ほど来言ったように、一月ということを行いましたけれども、前倒しできれば少しでも前倒しをしてやって、そういうことをきちんと前提にした上で、今、山井委員がおっしゃったように、一日も早くこの訴訟の問題も解決して、私も全力を挙げます、皆さん方の協力も得て、年が明ける前にこういうことをやりたい、そういう決意で今臨んでおります。

○山井委員 繰り返しますが、年が明けるまでにそういうことをやりたいとおっしゃっていますが、そのネックは国なんです。原告の方じゃないんです。原告の方は、肝硬変で入院しながら、必死になって、体調が悪い中もマスコミの取材を受けながら、命をすり減らして裁判を闘っておられるんですよ。謝罪してほしい、国の責任を認めてほしい、早く治療を受けたいと、命を削りながらやっておられるんですよ。それに対して、国の責任はない、謝罪もしない、原告とも会わないと言っているのは国の側なんです。

ですから、今の確認ですが、医療費助成をしていくためにも、やはり国が責任を認めるということがないと医療費助成も進まないんですよ、物の順序として。うなずいておられますが、舛添大臣、国は責任を認めて謝罪する方向でこれから検討していきたい、そういうことでよろしいですか。

○舛添国務大臣 私は、国の責任を認めないとかそういうことを申し上げたんじゃなくて、とにかく、私自身が目の届かないところもある。したがって、外部の方を入れて、とにかく検証してみたい。

それは何も二〇〇二年のリストの件だけじゃなくて、先ほど菅委員も御指摘の、何年前の話であるわけですよ。六十二年ですから。まず、外の報道を通じて大きくなったことも含めて、そういうことを洗いざらい、早急にこれを洗い出して、そして一日も早く命を救うためにやれることを全力でやる、そういう方向だというふうに御理解ください。

○山井委員 これは検証も大事ですけども、最後は政治判断なんです。御存じのように、厚生労働省は、今も菅議員から指摘があったように、患者の命を守るというよりは、企業と一緒にあって、どうやったら薬害を隠せるかということをやってきた歴史じゃないですか。その歴史なわけですよ。ですから、そういう意味では舛添大臣の決断にかかっているわけですよ。

それで、一つお願いしたいと思いますが、今検証ということをおっしゃいましたが、御存じのように、平成十四年の八月二十九日、この四百十八人が出てきたときの報告書も舛添大臣は読まれたかと思いますが、肝心なところ

ろは全部記憶になかった、記憶になかったと。不作為が問われそうなところは全部記憶がなかったじゃないですか。幾ら一カ月やろうが、出てきた報告書が肝心なところは記憶がなかったではだめなんです。

そこで、菅議員からも話がありましたが、ぜひとも集中審議、参考人質疑を当時の担当者呼んでやらないとだめだと思います。

具体的には、二〇〇二年当時の宮島医薬局長、そして再評価を先送りした当時の鈴木課長。そして一九八七年当時、きょうの資料にも書いてありますが、集団発生で薬害肝炎が明らかになったときに、きょうの資料、この資料の中に出てきておりますが、二一（二）一五と書いてありますが、ここで、企業と一緒に、「理論武装の用意が必要」「患者の不利益についてやむをえないことを述べている文献を用意できないか」「現在の学問レベルでは原因究明、予知は無理との文献はないか」「良くするには研究開発しか手がないということで肯定していく、即ち努力してもここまでが現状ということしていく」と。企業と厚生省の当時の関係者がここまで薬害隠しをやっているじゃないですか。

やはりこういう担当者に来てもらって、集中審議、参考人質疑をやるべきだと思います。舛添大臣、このことについて御意見をお聞きしたいと思います。

○茂木委員長 委員会の運営について大臣からお聞きになれますか。

○山井委員 そうです。意見を聞きたいと思います。

○舛添国務大臣 委員会の運営については理事会の専権事項ですから、そこにお任せしたいと思いますが、今おっしゃった、引用なさった文章は、私はずっと前に読んでおります。いささかもこの厚生労働省の薬を担当する人間が医薬業界と癒着しているようなことがあったら絶対にそれは許してはならない、そう思います。私はそういう思いで今厚生労働大臣をやっております。

そして、何度も申し上げますけれども、一刻も早く一人の命でも救いたい。そういうことで、私は、山井委員御承知のように、訴訟でありますからいろいろな前提作業はございます、そして今大阪高裁にボールを投げてあります。こちらの考え方もきちんと申し上げている。大阪高裁は原告の方々の考えもちゃんとわかっている。そういう中で、しかし、何度も山井議員もおっしゃるように一秒を争うわけですから、これは福田総理ともきちんとお話を詰めていって、きちんとした決断を政府全体で下していきたい、そういう決意でございます。

○山井委員 今の集中審議と参考人について理事会で諮ってほしいと思います。

○茂木委員長 ただいまの件につきましては、理事会で協議をさせていただきます。

○山井委員 今、癒着が問題だということをおっしゃっていましたが、二〇〇二年当時の医薬局長は、ホームページを見ると、現在、医薬品医療機器総合機構の理事長になっておられます。この医薬品医療機器総合機構の「ご挨拶」のところでこう書いておられるんですね。「健康被害を受けた方には、「より迅速な」救済を行う」ということを書いてあるわけですよ。これもちょっとブラックユーモアじゃないですか。この四百十八人のリストを受け取って放置してきたんじゃないか、そういう疑いが持たれているわけですね。

舛添大臣、さらにお伺いしたいと思います。

きょうも傍聴にお見えになっています。この方の御遺族もお見えになっています。菅元大臣もそれをされたように、これは患者の方、原告の方の話をまず聞かないとわからないところというのはやはりあるわけですよ。今まで舛添大臣は、最後の案ができたなら会うと言っているけれども、裏返せば、案ができてから会ってもしようがないんですよ。当事者の声、御遺族の声を聞いた上でどうするかという判断をぜひしてほしいと思うんです。舛添大臣、ぜひとも原告の方にお目にかかっていたきたいと思いますけれども、いかがですか。

○舛添国務大臣 原告の方々、非常に今苦しまれているの方々、お亡くなりの方々、こういう方々の声をいろいろなものを通じて、直接的ではありませんが、お伺いしております。

私は、会いたくないから会わないとか、そういうレベルの話ではなくて、ほかの薬害の被害者の方、難病の方々、いろいろな方がたくさんおられます。私は、公平、つまり私がやるべきことは一日も早く解決することである、そのために全力を挙げます。

そして私は、ぜひ誤解をしないで聞いていただきたいんですけれども、厚生労働大臣にお会いして話を聞いてもらえばこれが動く、聞いてもらえなかった方はどうだ、そういう声が実に来ているんです。だから、私はそうい

うことはけしからぬと思います。しかし、極めて短期間に大きな決断が下せるように全力を挙げますから、皆さんの声は本当に私の胸の中、心の中まで、隅々まで届いておりますので、どうかそれを信じてくださいますと、全力を挙げますということをお誓い申し上げたいと思います。

○山井委員 その決断が一日おくれればおくれるほど百二十人の方がお亡くなりになるわけです。

そして、私、公平という言葉が本当に気になるんですね。何が公平ですか。子供を産んだときにフィブリノゲンやクリスマシンを打たれて、自分には全く落ち度がないのに病気にさせられて、家庭も崩壊したりして、そして、せめて治療費の助成ぐらいといっても五年も六年も裁判を長引かされて、こんな不公平はないじゃないですか。

ですから、舛添大臣、先ほど、大阪高裁にもう考えは伝えておりますからと大事なことをおっしゃいました。どういう考えを伝えているんですか。もしかして、新聞報道ですが、国の責任は認めない、謝罪はできない、金銭的救済はできないというようなことを伝えているんじゃないかと報道されています。もし既に伝えているからというのだったら、そんなことを伝えていても和解になるはずないじゃないですか。

ですから、この場で、和解や救済、金銭的な救済や謝罪も含めて、そういう方向で和解を検討したいんだということをぜひ明確に言ってください。そうしないと、訴訟がずるずる延びれば延びるほど、どんどん命が失われていくんです。これ以上国家的な見殺しを続けしないでください。きょうでそれをもう打ちどめにしてください。

○茂木委員長 舛添大臣、既に持ち時間が経過しておりますので、簡潔に答弁をお願いいたします。

○舛添国務大臣 その決意で全力を挙げます。

○山井委員 ぜひ、改めてになりますが、これは人の命がかかった思いで、そしてこのリストを見て、厚生労働省の方々、命のリストです。この命のリストを放置した、そして見殺しになっているかもしれない。実際、このリストの中には、既にお亡くなりになった方、肝硬変になった方、末期がんになった方、そして生体肝移植までせざるを得なくなった方も含まれているのではないかと既に言われております。

このことについて、日本の厚生労働省は国民の命を守ってくれるのか、見殺しにする役所なのかという根本的なところが今問われておりますので、参考人質疑と集中審議、ぜひとも早急をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。